

平成期の立法と判例

松井秀征

1 企画の趣旨について

本企画は、表題にもある通り、平成期の立法と判例について、この時期のわが国をめぐる国内外の諸状況を踏まえてその動向を把握すると同時に、意味づけを行おうとするものである。

平成期というのは30年という相当の長さを有する時間であり、またわが国を取り巻く国際状況、そしてわが国の社会・経済構造が大きく変化した時期でもある。したがって、この時期の立法や判例を網羅的に取り上げることは、限られた紙幅の中ではもとより不可能である。そこで本企画では、法律時報誌の第8期編集委員による座談会形式で、立法や判例の動きを概括的に把握することを試みた。また、座談会の中で取り上げた内容のうち、特に掘り下げて検討すべきだと判断された問題については、個別に論考のご執筆をお願いすることとした。具体的には、刑事法の国際化について、川出敏裕東京大学教授に、外国人労働者をめぐる問題について、野川忍明治大学教授に、情報をめぐる問題について、藤原静雄中央大学教授に、そして家族法をめぐる問題について、窪田充見神戸大学教授に、ご執筆をいただいている（情報をめぐる問題と家族法をめぐる問題は次号掲載）。いずれも、各領域で優れた知見をお持ちの研究者であり、その方々に詳細な分析、検討をお願いすることができたのは、この企画の充実という観点から大変ありがたいことであった。なお、安全保障をめぐる問題について、同様に論文執筆を依頼していたが、事情により本誌バックナンバーから論攷の再掲載を行うこととなった。経緯と再掲の

意義については毛利透編集委員による「再掲載にあたって」も参照されたい。

加えて、平成期の立法を振り返った場合、2001（平成13）年から進められた民事・刑事基本法制整備に触れずにおくことはできない。これは、明治期に立法された民法典、刑法典をはじめとするわが国の基本法制を本格的に見直す取り組みであり、座談会の中でも、商法・会社法分野で当該整備に携わった太田洋編集委員に詳しく触れていただいた。さらにこの度、太田編集委員のほか、西村あさひ法律事務所の梅林啓弁護士、泰田啓太弁護士のご助力も得て、当時、法務省にあってこの壮大なプロジェクトに取り組みされた寺田逸郎元最高裁判所長官、および古田佑紀元最高裁判所判事へのインタビューが実現した。これにより、当時の議論、方向性、その取り組みの意味等について、振り返っていただくことができたのは幸運であり、お力を寄せてくださった関係の皆様には、心から感謝申し上げたい。

本企画の核をなす座談会は、平成から令和に改元されて間もない、2019（令和元）年7月に行われた。それから1年が経過した今となっては——とりわけ新型コロナウイルス感染症の問題で一色に塗りつぶされているこの状況下では——令和という新しい元号の新鮮味も薄れてきているし、いわんや平成という時代を振り返ることの意味も見えにくいかもしれない。たしかに座談会の中でも触れている通り、元号による時代区分というのはあくまでも便宜的、偶然的なものにすぎない。したがって、平成という点をことさら強調して立法や判例を振り返ることにはあまり意味はない。ただ、偶然とはいえ、平成期の始まりが国内的には